

魚沼市スポーツ協会遠征支援助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日制定

1 事業目的

魚沼市スポーツ協会加盟団体等（以下「団体」という。）が、競技スポーツ活動のため遠征を行う場合に、予算の範囲内において遠征に要する費用の一部を助成することにより、団体活動の支援及び推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 概要

団体が遠征活動のため、民間事業者が取り扱う貸切バスまたはレンタカー（マイクロバス）を利用する場合に要する費用の一部に対して助成する。

なお、ここでいう民間事業者とは、道路運送法及びその他関連法令に基づく許可を受け、正規に営業を行っている事業者であることを指す。

(2) 事業主体

魚沼市スポーツ協会（以下「協会」という。）

(3) 助成対象者

団体のスポーツ活動のため、貸切バスまたはレンタカー（マイクロバス）を借りて遠征する団体であって、下記の条件を満たすもの。

- ① 協会加盟団体、スポーツ少年団加盟単位団（市内中学校部活団体で当市スポーツ少年団加盟団体を含む）
- ② 使用車両は民間事業者が取り扱う貸切りバスまたは、レンタカー（マイクロバス）であること。（レンタカーのうち、普通乗用車は含まない。）

(4) 助成額

上限額は次のとおりとする。

- ① 1 回（1 日）の利用の限度額は 10,000 円とする。
- ② 同一団体が年度内に助成金を申請できる回数は 5 回までとし、限度額は 50,000 円とする。

3 申請手続き等

助成金申請にかかる手続きは次のとおりとする。

- (1) 申請者は、利用日後に申請書に必要事項を記入し、民間事業者からの請求書または領収書（写し可）を添付のうえ、助成金申請書を協会事務局に提出する。なお、同月内に複数回利用した場合も、その月ごとの申請とする。
- (2) 助成を決定した場合は、申請者が指定した口座へ協会事務局から助成金の振り込みをする。

4 その他

その他当該助成実施に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。